

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「金融円滑化法」といいます）第7条第1項の規定に基づき、当金庫が、同法第4条および5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を次のとおり開示いたします。

第1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）」第6条第1項第1号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、理事会の決議により「金融円滑化基本方針」を定めております。概要は下記のとおりです。

- (1) 当金庫は、共存同栄の理念の下、地域のホームドクターを目指し、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。
- (2) 地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、当金庫の最も重要な社会的使命と認識しています。
- (3) お客さまの抱えている問題を十分に理解したうえで、その解決に向け真摯に取り組んでまいります。
- (4) 複数の金融機関から借入れをされているお客さまより、貸付の条件の変更等の申し出があった場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と緊密な連携を図りながら金融円滑化に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、別添資料「金融円滑化基本方針」をご覧ください。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化法に基づく実施状況を把握するための体制を、「金融円滑化管理規程」「金融円滑化管理マニュアル」等に定めております。

- (1)お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込があった場合、相談・受付から集計・記録の保存に至る事務フローを定めております。
- (2)審査部は、「条件変更受付簿」や「貸付条件の変更等・管理シート」等を基に、貸付条件の変更等の実施状況を集計し、金融円滑化管理責任者に報告する体制をとっております。
- (3)金融円滑化管理責任者は、上記実施状況を常務会及び理事会に報告し、金庫全体で実施状況を把握する体制をとっております。
- (4)金融円滑化管理責任者を委員長とし、関連部署の課長を委員とする『金融円滑化管理委員会』を設置し、金融円滑化の取り組みが適切に行われるよう協議・管理しております。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

「金融円滑化基本方針」等に基づき、下記のとおり対応しております。

(1) 営業店におけるご相談窓口の設置

全ての営業店に「融資返済相談窓口」を設置し、営業店部店長を「金融円滑化営業店責任者」、融資役席者を「金融円滑化営業店主担当者」として配しています。

営業店に寄せられた苦情相談につきましては、同窓口が真摯に対応するとともに、「金融円滑化に係る苦情受付簿」により業務管理部に報告する体制をとっております。

(2) 本部における相談・苦情提言受付窓口の設置

①本部における苦情提言受付窓口として、業務管理部に専用「フリーダイヤル」・「Eメール・アドレス」を設置し、営業店と連携して適切に対応しております。

②本部における相談受付窓口として、営業支援部に専用「フリーダイヤル」を設置し、営業店と連携して適切に対応しております。

お問い合わせ窓口

窓口相談	受付日時	平日（月～金）午前9：00～午後3：00
	受付場所	お客さまのお取引店舗
電話相談	受付日時	平日（月～金）午前9：00～午後5：00
	受付電話	お客さまのお取引店舗または 本部フリーダイヤル 0120-608-386
苦情提言	受付日時	平日（月～金）午前9：00～午後5：00
	受付電話	本部フリーダイヤル 0120-860-034
	Eメール	enkatu@mishima-shinkin.co.jp

（受付：土、日、祝日、12月31日～1月3日を除きます）

第4 府令第6条第1項第4号に規定する金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑法に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制を、「金融円滑化管理規程」「金融円滑化管理マニュアル」等に定め構築しております。

- (1)各営業店では、担当がお客さまの経営状況を継続的に把握するよう努めるとともに、経営サポート室と連携して、経営相談への対応、経営指導、経営改善支援などに積極的に取り組む体制をとっております。
- (2)各営業店では、経営改善計画書作成時の助言等を行うほか、必要に応じ、経営サポート室・審査部等本部関連部署と連携して行う取り組みによって、お客さまの事業再生を積極的に支援する体制をとっております。

第5 金融円滑化法第4条に基づく措置に実施状況

別表1～4をご覧ください。

- (別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が中小企業者である場合〕
- (別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者である場合〕
- (別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕
- (別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

別表5～6をご覧ください。

- (別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が住宅資金借入者である場合〕
- (別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

以上

金融円滑化基本方針

三島信用金庫は、共存同栄の経営理念の下、地域のホームドクターを目指し、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいくこととする。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命である。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでいくこととする。

2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢を整備する。

- ・ 金融円滑化管理の実効性を確保するため、常務理事を『金融円滑化管理責任者』に任命する。
- ・ 金融の円滑化について、当金庫の態勢整備を行うために『金融円滑化管理委員会』を設置する。
- ・ お客さまへの経営相談および経営改善支援を行うため、経営サポート室を設置している。
- ・ 事業資金や住宅資金をご利用のお客さまからの「返済条件の見直し」などに関するご相談に、迅速かつ適切にお応えできるよう、相談および苦情提言窓口を開設する。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れをされているお客さまより、貸付の条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じた時には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認、照会を行うなど、緊密な連携を図りながら金融円滑化に努めていくこととする。

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,771	17,729						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	4,072	12,284						
うち、実行に係る貸付債権の額	288	9,673						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	272						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	3,784	1,765						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	571						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	1,698	5,445						
うち、実行に係る貸付債権の額	385	4,339						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	91						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	1,313	824						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	189						

三島信用金庫

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	286	876						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	108	316						
うち、実行に係る貸付債権の数	15	238						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	93	58						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	17						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	178	560						
うち、実行に係る貸付債権の数	39	440						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	9						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	139	89						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	22						

三島信用金庫

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,032	3,347						
うち、実行に係る貸付債権の額	3	2,916						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	255						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	1,029	173						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	1						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	33	72						
うち、実行に係る貸付債権の数	2	61						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	31	8						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	452	1,056						
うち、実行に係る貸付債権の額	101	786						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	10						
うち、審査中の貸付債権の額	351	193						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	65						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	29	74						
うち、実行に係る貸付債権の数	5	48						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1						
うち、審査中の貸付債権の数	24	19						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6						